

令和6年度第1回会議の概要

令和6年度 第2回 久御山町上下水道事業経営審議会
令和6年5月27日(月)10:00～

久御山町 事業環境部 上下水道課

【目次】

1	令和6年度第1回会議での主なご質問・ご指摘事項	2
---	-------------------------	---

2	料金改定(案)の方向性について	4
---	-----------------	---

1 令和6年度第1回会議での主なご質問・ご指摘事項

No	委員質問・指摘事項要旨	審議会回答要旨	検討内容	
			趣旨	説明等
(1) 料金改定率について				
1	長期前受金戻入額及び資産維持費の件も織り込みたいところではあるが、次期料金改定では16.9%を堅持し、次々期以降の課題として検討するという趣旨は理解している。	—	—	
2	資産維持費については、京都府営水道の建設負担水量の見直しによる費用の軽減等があれば積み立てることとし、今回の計算では現行どおり資産維持費は含まないこととするのが良い。	—	—	
3	長期前受金戻入額について、その性質により考え方が変わる。国庫補助金であれば、将来的に全てなくなるとは考えづらいため控除してもよいし、開発当初の負担金等であれば、更新の際には入ってこないため控除しない方がよい。町では、どのように分析されているか。	当町の長期前受金戻入額の約8割が新規給水等に係る分担金であり、その性質上、今後同じだけの分担金が見込めるわけではないため、本来的には控除項目に含めないべきものであると考えている。今後、徐々に長い期間をかけて転換していきたいと考えている。	—	
(2) 逓増型従量料金制について				
4	水道事業の経営の安定化は必須であるため、逓増度をさらに緩和する方向で検討すべき。また、緩和の方法については、最低単価を引き上げる方向で検討すべき。	—	—	
5	企業では、使用量の増加に伴い単価が上がるのであれば使わなくなる。やはり井水使用に流れていく可能性が高くなると感じる。	—	—	

1 令和6年度第1回会議での主なご質問・ご指摘事項

No	委員質問・指摘事項要旨	審議会回答要旨	検討内容	
			趣旨	説明等
6	<p>通増型自体には大きな役割があるため、維持するのが適当である。通増型により一般家庭の水道料金が安価に抑えられているという情報を丁寧に伝えることで、水道料金に対する理解が進むと考える。</p>	<p>総括原価の固定費が、全て基本料金に配賦できているわけではなく従量料金にも多く配賦されているため、通増型が望ましいと考えている。また、水道事業としては、単一型の方が経営は安定するが、小口使用者への配慮という点でも、通増型の必要性を感じている。</p>	—	
7	<p>第1水量区画の単価40円が非常に安価だと感じる。安全・安心な水の供給という観点を踏まえ、広く使用者に負担いただくという考えから、ここの単価を引き上げるべきと考えるがどうか。</p>	<p>第1水量区画は、全使用者に負担いただける部分であるため、この単価の引き上げは経営の安定化に一番有効である。ただし、基本料金と第1水量区画を引き上げることにより、小口使用者の改定率が非常に高くなる恐れがある。</p>	補足	<p>第1水量区画の水量は、基本水量(基本料金に含まれる水量)的な要素があるため、基本料金に基本水量を含んでいない料金体系の水道事業では、この単価を低く設定することが多い。</p>
(3) 総括原価の料金体系への配賦(固定費の配分方法)について				
8	<p>最大給水量は、1年間を通じて最も給水量が多い日という特定の水量に過ぎないため、日々の実態を表した平均給水量を使用して配分すべきと考える。</p>	—	—	
9	<p>令和2年の料金改定後も基本料金の比率の低さが目立っており、経営の安定化のためには、基本料金の割合を上げる方向で検討すべき。</p>	—	—	
10	<p>基本料金と従量料金の割合をどうするか、通増度をどうするかについては、全体のバランスを見ながら設定することになると考える。</p>	—	—	
11	<p>最大給水量と平均給水量の中間で値を設定することも可能か。</p>	<p>前回料金改定時には、施設能力と最大給水量を使用した配分基準を採用したが、それをベースとして、小口使用者の料金改定率が大幅に高くなることに配慮して、基準で算出した値から従量料金に原価を再配賦し、基本料金についても小口径から大口径に原価を再配賦している。今回も、配分を調整し、様々なパターンを示す中で、バランスを見ていただきたいと考えている。</p>	—	

2 料金改定(案)の方向性について

令和6年度第1回会議での議論を踏まえた料金改定(案)の方向性は以下のとおりです。

【料金改定(案)の方向性】

検討事項		方向性
(1)	料金改定率	水道事業ビジョン(第2次)で示した16.9%を前提に検討する。
(2)	逓増型従量料金制	逓増型従量料金制を継続する。 逓増度については、現行と同程度や緩和した場合など、いくつかのパターンを確認しながら検討する。
(3)	総括原価の料金体系への配賦 (固定費の配分方法)	令和2年料金改定時と同様、施設能力と最大給水量による配分基準をベースに検討する。